

市会議第 1 1 号

京都市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

京都市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 7 日提出

提出者 市会議員 平井 良人 ほかに 1 3 名
(日 本 共 産 党 市 議 団)

京都市建築基準条例の一部を改正する条例

京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 3 条」の右に「・第 3 3 条の 2」を加える。

第 9 条第 2 項第 1 号中「、旅館」を「若しくは旅館（旅館業法第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業を営むための建築物（以下「簡易宿所」という。）を除く。）」に改める。

第 3 章第 8 節中第 3 3 条の次に次の 1 条を加える。

第 3 3 条の 2 都市計画区域内にある簡易宿所は、第 5 条の規定にかかわらず、次に掲げる敷地に建築してはならない。

- (1) 袋路状の道（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）又は幅員が 4 メートル未満の道にのみ接する敷地（当該敷地が簡易宿所の占有者以外の者が主として占有する部分又は他の敷地の占有者との共用に供する部分を含むときは、当該部分を除く。）
- (2) 旅館業法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の境界線からの水平距離が 1 1 0 メートルの範囲内にある敷地

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市建築基準条例の規定は、この条例の施行の日以後に建築物等の建築等の着手をする者について適用し、同日前に当該着手をした者については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

簡易宿所営業を営むための建築物の建築の制限に関して、基準を変更する等の必要があるので提案する。